## 変更箇所一覧

	資料名	頁	変更箇所	変更前	変更後
7	人札説明書	4	12(1)	契約に当たっては,入札付属書に記載された基本料金単価,電力量料金単価,割引料金単	契約に当たっては,入札付属書に記載された基本料金単価,電力量料金単価,割引料金単
				価(またはその算定方法及び条件等)をもって契約単価とし,燃料費等調整額及び再生	価(またはその算定方法及び条件等)をもって契約単価とし,燃料費等調整額及び再生
				可能エネルギー発電促進賦課金は,本市を管轄する小売電気事業者が定める供給条件に	可能エネルギー発電促進賦課金は、本市を管轄する <u>旧一般電気事業者</u> が定める供給条件
				より支払うものとする。なお、電気料金の請求にあたっては、電気・ガス価格激変緩	により支払うものとする。なお,電気料金の請求にあたっては,電気・ガス価格激変
				和対策事業による値引き後の金額を請求すること。	緩和対策事業による値引き後の金額を請求すること。